

# 放送大学学園評議員会運営規則

平成15年10月1日  
放送大学学園規則第2号

改正 平成19年8月21日、平成21年5月26日、  
平成22年8月26日、令和2年3月30日

(目的)

第1条 放送大学学園寄附行為（以下「寄附行為」という。）第21条に規定する評議員会の運営に必要な事項は、寄附行為に定めるほか、この規則によるものとする。

(議長)

第2条 寄附行為第21条第7項に定める議長の選任は、評議員の互選による。

- 2 議長は、会議の議事を整理する。
- 3 議長が欠けた場合は、すみやかに議長を選任しなければならない。
- 4 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名した評議員が議長の職務を代理する。

(規則の改正等)

第3条 この規則を変更しようとするときは、評議員会において委員の3分の2以上の同意を得なければならない。

- 2 この規則に定めるもののほか、評議員会の議事について必要な事項は、評議員会が定める。

(庶務)

第4条 評議員会の庶務は、総務部総務課が行う。

附 則

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成19年8月21日）

この規則は、平成19年8月21日から施行し、改正後の放送大学学園評議員会運営規則の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成21年5月26日）

この規則は、平成21年5月26日から施行し、改正後の放送大学学園評議員会運営規則の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成22年8月26日）

この規則は、平成22年8月26日から施行する。

附 則（令和2年3月30日）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。